

平成二十六年十二月十日發行
皇學館論叢第四十七卷第六号
抜刷

上泉信綱小考

伊
藤
信
吉

上泉信綱小考

皇學館論叢 第四十七卷第六号
平成二十六年十二月十日

伊藤信吉

□ 要 旨

戦国時代の兵法者・上泉信綱については、近年、史料批判に基づいた実証的研究が進められている。本稿では先ず、先行研究では未見であった史料を加え信綱の関連史料を編年整理し、これに基づいて信綱の諱・官途の変遷など基礎的事項を再検討し、特に信綱の官途が伊勢守から武蔵守への変遷は、昇進の意味を見出せることを指摘した。続いて信綱の人事交流・人脈に注目してその交流の実例を検討し、更に信綱と信綱一門は人事交流を通じて新陰流兵法を広める一方で、調薬術の習得に見られる様に、人的交流を基盤として様々な知識・技術を学んでいた可能性があることを指摘した。

□ キーワード

上泉信綱 千秋輝季 耆婆国任 武家官位 人脈

はじめに

上泉信綱に関する研究は、「上泉信綱は新陰流の流祖であるので、新陰流で語られる上に、剣術史や武道史でも必ず触れられる。けれども信綱に関する史料は少なく、後代の資料で解釈によって様々なことが言われている。それ故、史料・資料の記述はどこまで信憑性があるのか、史料批判を厳密にし、根拠を明確にして、確かと言えることと推定されることを明確に分けて論じる必要がある」という魚住孝至氏の指摘のとおり、近年では主に中世古祥道氏、魚住孝至氏により信綱の先行研究・諸説の整理と史料に基づいた研究が進められている。同時代史料である『言継卿記』の信綱関係史料は既に『前橋市史』^③が抄録しており、『言継卿記』を典拠とする信綱の在京中の動向が知られる一方で、先行研究においては『言継卿記』以外の日記史料は用いられてこなかった。しかし拙稿において『お湯殿上の日記』等を典拠に、室町幕府奉公衆千秋輝季が上泉信綱と遠戚に当たり且つ信綱の門弟として在京中の信綱の活動を支えていたことを明らかにした。

本稿では更に先行研究では未見史料であった「国賢卿記」「永禄十一年日記」等を追加し「上泉信綱関連編年史料集」を作成した（本論末尾に掲載、以下、単に「史料集」と表記し、引用の際は史料整理番号を一【】内に記載する）。先ず史料集の解説を行い、続いて史料の編年整理を通じて信綱の諱・官途の変遷を確認する。次に『言継卿記』等から従来知られていながらも積極的な研究が見られなかった信綱の人的交流を考察する。

一、史料集の確認

先ずは、上泉信綱同一人の史料集であることを確認する。⁽⁶⁾史料集を見ると、永祿八年（一五六五）に「上泉伊勢守藤原秀綱」が【2】、永祿九年には「上泉伊勢守藤原信綱」が記載されるが【3】、名字・官途は同様の為、信綱の改名が判明する。官途については史料【4】の時期までは伊勢守を称している。『言継卿記』には史料【5】以降「大胡武藏守」が記録されるが、史料【43】には、その「大胡武藏守」が言継から得た結城氏への紹介状文中に「大胡武藏守」の名はなく「上泉武藏守」と記されること、『歴名土代』には永祿十三年（元亀元年・一五七〇）六月二十七日に「上野国上泉住 大胡武藏守 藤信綱」の四位叙位が記され【18】、その翌日に叙位を感謝する「上泉武藏守」が『言継卿記』に記載される【19】こと等から『言継卿記』の「大胡武藏守」と「上泉武藏守信綱」【14】は同一人物である。既に拙稿⁽⁷⁾で明らかにした様に『お湯殿の上の日記』の「かめいつみ」【16】は上泉信綱である。「国賢卿記」の「上武」は兵法指南の記事からも【41】、三淵弥四郎秋豪を「三弥」と略記するのと同様【38】、上泉武藏守信綱の略称と考えらる。そして元亀三年（一五七二）八月二日付上泉信綱書状に「上泉武藏守信綱」とあり【44】自署の書状・印可状類、信綱以外の第三者の日記記録類、記録名簿『歴名土代』という各々性質の異なる凡そ同時代史料においても、上泉信綱の諱・官途は変遷を経つつ一連として齟齬はない。よって本史料集は上泉信綱一人物の史料集であると確認できる（但し史料【42】は鈴木兵庫助の史料で例外）。

二、上泉信綱の氏・名字・諱

信綱の諱・官途の変遷については既に中世古氏・魚住氏による詳しい考察があるが、諸史料を編年整理し網羅的に列記した上での諱・官途の変遷の考察は未だなされていないので、改めて史料集から信綱の実名・官途の変遷を再検討する。

先ず信綱の氏については藤原氏で一定している【1～3、18】。名字については、自署の史料【1～3・44】では「上泉」を称し「大胡」の署名例は無い。『言継卿記』では「大胡」の記載例が圧倒的に多いが、これは魚住氏の指摘どおり大胡一族の上泉氏⁹という意味に理解される。しかし『言継卿記』以外では「上泉、伊勢守」【4】、「かめいつみ」（上泉）【16】、「上武」（上泉武藏守）【38～41】と記録され、特に史料【16】は上泉信綱が官位奏請に際して自身の名字を「大胡」ではなく「上泉」と上申したことが窺われるから、『言継卿記』の「大胡武藏守」という表記が寧ろ特殊である。史料【18】の「上野国上泉住、大胡武藏守」の記載も『歴名十代』の編纂が山科言継・言経父子によることに関連しよう。諱については、永禄八年（一五六五）八月までは「秀綱」を称し【1・2】、永禄九年五月には「信綱」に改名しており【3】、この後は「信綱」で一定する【14・18・44】。

三、上泉信綱の官位

官途の変遷

次に官途について検討する。先行研究では史料【1】～【3】の「上泉伊勢守」、史料【5】以降の『言継卿記』の「大胡武藏守」「上泉武藏守」から、「伊勢守」の終見が永禄九年（二五六六）五月【3】、「武藏守」の初見が永禄十二年（二五六九）一月十五日【5】と知られていた。しかし新たに史料【4】から永禄十二年二月十八日の時点で信綱が「伊勢守」を称したことが判明し、信綱の官途変更は永禄十一年二月十八日～永禄十二年一月十五日の一年未満の間と指摘できる。尚、「上泉、伊勢守」【4】については、「上泉、伊勢守」が「うち太刀の者」を同道している点から兵法家・上泉伊勢守信綱と考えられること、「伊勢守帰りて」と「伊勢守」帰宅の記述がありながら「上泉」帰宅の記述が無いこと、そして史料【1】～【3】の官途に一致することから、「上泉、伊勢守」とは「上泉」と「伊勢守」の別人ではなく上泉伊勢守信綱一人物と言える。

官途変遷の意味

次に信綱の官途である伊勢守と武藏守について検討する。官途改称の理由については、既に中世古祥道氏が信綱の官途に関する諸説を整理した上で『増補武芸小伝』が、元亀元年六月の『それ以前から武藏守と称しているのは父の通称を襲名したので、もとより正式の受領ではなかったのである』^⑩というのに注目したいと述べている。しかし管見において信綱の伊勢守・武藏守の任官・自称を確定する史料は見当たらない。『歴名土代』に「大胡武藏守」とあること【18】、信綱が四位叙位を奏請した際に武藏守任官の奏請を行っていないこと^⑪【16】、武藏守が自称の場合は

「無官の四位叙位となる点が不自然なことから、武蔵守は任官であった可能性があるものの決定的史料に欠ける。但し任官・自称を別として、伊勢守から武蔵守への官途の変遷は明確であるから、当時の武家官位における伊勢守・武蔵守に関する先行研究を援用し、信綱の官途の変遷に注目したい。

先ず「伊勢守」に関する先行研究の成果を見てゆく。木下聡氏によると、伊勢守は南北朝時代には特に人選の制約は無かったようであるが、後に管領畠山氏・政所伊勢氏が代々任官した為に特別な官途とされ、伊勢貞行以降伊勢氏当主が伊勢守になると、斯波家被官織田氏・今川家被官朝比奈氏等、地方には伊勢守任官者がいるが將軍近臣の奉公衆等には任官者は見られず、また「幕府による官途の基準が適応されている地域では、上位官途は任官のみならず私称すらも制限されていたが、幕府の直接支配領域外およびその周辺の官途秩序は、幕府による官途秩序とは若干異なる様相を呈していた」という指摘がある。⁽¹²⁾

次に「武蔵守」に関する先行研究を見ていく。二木謙一氏によると室町時代に発展した武家故実の上では、律令制度では従五位上相当の官である大国の守(大和・伊勢・武蔵・陸奥等)の内、武蔵守・相模守・陸奥守は特に四職大夫(律令では左右京大夫・修理大夫が従四位下、大膳大夫が正五位下相当)に相当し、特に尾張・伊勢ほか七か国の受領は八省輔(大輔で正五位下、少輔で従五位下に相当)程度と武家独特の官職の格付けが有り、武蔵守等三国の受領が四位の四職大夫と同格となったのは、鎌倉幕府執権北条氏一族の主流が任官したことにより重視されたからであるという。⁽¹³⁾ 武蔵守もまた南北朝期には足利尊氏・新田義貞以外では高師直・細川頼之等の執事が、室町期の幕府内では細川勝元、地方では九州探題渋川氏、奥羽葛西氏等が任官し、幕府内では管領細川京兆家の官途として特別視され、戦国期にも「武蔵・相模・陸奥の三つについては依然として任官は限定的で、特定の家でのみ使用されていた」⁽¹⁴⁾官途であった。

この武家官位の格付から信綱の官途変遷を見ると、信綱の官途が任官・自称何れであっても、八省輔・五位程度の

伊勢守から四職大夫・四位程度の武蔵守への官途の変遷は、昇進の意味を見出すことができる。信綱と共に演武を行った門弟の鈴木【26・27・38】42の官途が本来朝廷の兵具を司る「兵庫助」【42】であり、信綱の「武蔵守」・鈴木木の「兵庫助」が「武」「兵」といった武芸者・兵法者に相応しい文字が官途に含まれている点は注目しておきたい。師匠・信綱の武蔵守は四位程度、弟子・鈴木木の兵庫助は六位程度であるから、官職の格差はそのまま師弟関係の差の表現とも推測される。

官途変遷の背景

次に伊勢守を世襲任官した伊勢家と、武蔵守任官者を輩出した細川京兆家の戦国期における官途・動向に触れておきたい。

高梨真行氏によると、伊勢貞孝が永禄五年に幕府に謀叛して討死の後には伊勢氏宗家・伊勢伊勢守は没落し、伊勢氏世襲の政所頭人は摂津晴門へと交替し、足利義輝は伊勢氏庶流を起用したが伊勢宗家の再興は為されなかったとい¹⁵う。しかしその後、永禄十一年（一五六八）に伊勢貞孝の孫・伊勢虎福丸（貞為）が足利義榮に帰参している。これにつき『言継卿記』永禄十一年二月八日条の「不参之間伊勢守に被仰出之、幼少之間、同名可召進之」の「幼少の伊勢守」の人物比定については、伊勢虎福丸（貞為）という説、伊勢氏庶流が宗家再興を願った際に擁立した伊勢三郎貞興という説もあり、またこの「伊勢守」が正式な官途か、伊勢宗家の人物の通称なのかは不詳で確定し得ないが、永禄十一年二月には「伊勢守」と記される様に伊勢宗家再興の動きがあったことが知られる。¹⁷

武蔵守任官者は細川氏をはじめ限定的であったことは前述した。「細川系図」¹⁹では頼之・持元・勝元・政元・高国といった細川一族の武蔵守任官が確認されるが、高国の子である種国（六郎）、氏綱（尹賢嫡子、右京大夫）、澄元の子

晴元（六郎・右京大夫）とその子延元（右京大夫）といった戦国期の細川一門の武蔵守任官は同系図では確認できない。『歴名土代』²⁰では氏綱・晴元共に叙爵と同時に右京大夫に補任されており、武蔵守任官の記事はない。

上泉信綱の官途が伊勢守から武蔵守へと変化した永祿末年頃の細川家は、細川晴元及び晴元に敵対した氏綱が永祿六年に死去し「両者の死去は、管領細川氏（京兆家）の終焉」と言われる状況である。²¹晴元の子で細川京兆家最後の右京大夫（右京兆）となった細川昭元（六郎、秋元、昭元、信良）は、天文二十二年（一五五三）に三好長慶に擁立されたが、永祿十一年（一五六八）九月、足利義昭を推戴した織田信長により芥川城を追われた後、元龜二年（一五七二）には義昭に出仕して右京大夫の官途を許され、その後は信長に臣従して織田一門と姻戚関係を結び信良を名乗った。²²

この様に戦国期細川京兆家の当主は高国を最後に武蔵守任官は確認できず、また晴元・氏綱の死去による細川家の衰退、そして昭元が義昭及び信長と敵対して永祿十一年頃には没落しつつあり、義昭に出仕した時に「六郎」から武蔵守を経ずに右京大夫に補任されたことを勘案すると、上泉信綱が武蔵守を称することに、前代ほどの制約はなかったと推測される。

伊勢守・武蔵守共に特別視された官途ではあったが、伊勢守は伊勢宗家が最も重視する官途であるのに対し、細川京兆家は右京大夫を極官とする家柄であること、細川家が衰退し細川六郎は当初は義昭に敵対していたこと、永祿末年頃においても「伊勢守」は伊勢宗家の別称として意識されており且つ伊勢守家の再興が画策される時期であったことを、信綱の伊勢守から武蔵守への変遷の背景として留意しておきたい。

室町幕府の官途秩序の影響力が比較的低いと思われる本来的には鎌倉公方支配領域の上野国を本拠とした信綱は当初伊勢守を称したが、室町幕府の官途秩序の影響力の強い京畿に進出し名声が高まり人脈が広がるに従い、伊勢氏も徐々に復権しつつある室町幕府の影響下において、信綱も伊勢守に関する制約・慣例・特別視に対し、無関心・無関

係ではいられなかったと推測される。信綱の伊勢守から武蔵守への改称の前提条件としてこの様な事情・背景があったと推測することはできよう。

武家社会における四位

次に武家官位研究の成果を基に信綱が叙された四位について検討する。二木謙一氏によると、室町幕府の有力守護大名家の四位格の官職に就く大名は、細川・斯波・畠山・山名・一色・赤松・大内・土岐・大友・最上・島津氏等であり、五位格の官に就く大名は京極・六角・若狭武田・小笠原・今川・甲斐武田・渋川等で、これら有力守護大名の官位は従四位・正五位相当であり、他の武家衆は従五位下、奉公衆の殆どは六位以下であった²³⁾という。

木下聡氏によると武家で三位に上った例は、室町期には斯波・畠山が、十五世紀末より赤松・大内・若狭武田氏等も叙位され、管領・大大名と若干の特例も含めて大凡二十例程が知られる²⁴⁾という。『歴名土代』²⁵⁾で天文〜永禄年間に従四位下となった武家を挙げると細川尹隆・二階堂有泰・伊藤(東)義祐・佐竹義篤・六角定頼・山形光秀・摂津晴門・三好長慶・小笠原植盛・二階堂照行・大和晴完・大館晴光・三好長逸・三好義長・松永久秀・毛利隆元・朝倉義景・二階堂晴泰等であり、將軍直臣、有力大名とその重臣といった面々である。以上から信綱は武家としては高位の四位に叙されたのであり、これは上野国の一武将と言うより、將軍以下武家衆・公家衆にも兵法を伝授した兵法師範に対して与えられた位であろうから、信綱は戦国期における最高位の武芸者・兵法者であったと言えよう。

また結城氏【43】等の大名以下武士層への兵法指南には、有力大名級の四位という高位は有意義であったと考えられる。寛永三年に柳生宗矩から大名・酒井讃岐守宛に宛てられた「新陰流兵法心持」には「従四位下 上泉武蔵守藤原信綱」²⁶⁾とあり、流祖である信綱には「従四位下」の位階が冠せられており、四位叙位の後世への影響が見られる。

四位叙位の理由

信綱四位叙位の理由については拙稿⁽²⁷⁾において、天覽試合の褒賞説、足利將軍の奉公衆となった為に叙位されたという説等には賛同し難い旨を述べた。即ち元龜元年六月十七日、上泉信綱と千秋輝季が中御門宣教を執奏に恐らく意図して同時に官位奏請を行った結果、輝季の従五位上・刑部少輔昇進は許可され、信綱の四位叙位は越階を理由に不許可となったが【16】、その十日後に改めて信綱が四位に叙された【18・19】ということから、信綱の四位叙位は直接にはこの奏請に起因することを指摘した。

奏請と叙位の根拠・理由については、兵法師範である信綱の高い資質・名声が挙げられようが、高位・有位の公衆・武家衆へ兵法を伝授する立場として信綱もその周囲の人々も、信綱の四位叙位を希望・容認したと推察される。詳細は後述するが、記録に残るだけでも信綱と親交のあった公家は烏丸・富小路・平野・吉田・五辻・中御門・持明院・中院・白川・清原・薄氏で、信綱に師事した者は四辻公遠、五辻之仲、山科言繼・言経、清原国賢が挙げられる。信綱と演武を行った千秋輝季も従五位上・刑部少輔に叙任された幕府奉公衆で、三位平野兼永を実の祖父とする。

しかし何故この時、信綱は越階をしてまで四位叙位を希望したのであるうか。明確な答えはないが、一つの仮説を立てておきたい。元龜元年（一五七〇）六月十七日に信綱・輝季の位階奏請があり、この時点で信綱の四位叙位は越階を理由に不許可となるも【16】、二十七日には従四位下に叙されている【18・19】。そして同年八月十日には「梨門」の御前で従四位下上泉武蔵守信綱と従五位上千秋刑部少輔輝季が兵法演武を行っており【25】、奏請と演武の間は二ヶ月に満たないので、この関連性を検討する。

「梨門」即ち梨本宮門跡とは梶井門跡の別称である。⁽²⁸⁾「梶井門跡略系譜」の「応胤親王」の項によると、応胤親王は貞敦親王の実子で後奈良天皇御猶子となり、天文四年（一五三五）親王宣下、天文十六年（一五四七）灌頂、天文

二十二年（一五五三）に天台座主補任、弘治三年（一五五七）に二品に叙されている。すると信綱演武の頃の梨本宮門跡（梶井門跡）は応胤親王（法親王）であろう。他には「一五五三年天台座主に任じられ二品に昇る。七〇年座主を辞退し、織田信長の比叡山焼打ちを避けて大原へ移った」⁽³⁰⁾「応胤法親王の捨戒は、元龜元年の四月、御年五十才の時であります。三月に天台座主職を曼殊院宮寛恕准后に譲って、坂本の加持井芝に居住」し元龜二年には叡山焼討を逃れて大原へ移り、天正二年（一五七四）には惟常王（最胤法親王）に梶井門跡（梨本宮門跡）を継嗣せしめ、後には叡山再興に関与する等、還俗後も寺院発展に寄与した親王として知られる。⁽³¹⁾

すると信綱と輝季が演武を行った元龜元年（一五七〇）八月十日は、応胤親王が天台座主職を辞して坂本に下山し捨戒した直後となる。史料上判明する範囲では、この応胤親王御前演武が、皇族御前の演武としては唯一の記録にして且つ最高位層の人物の御前演武となろう。⁽³²⁾この演武は信綱にとって重要な機会であったと察せられる。その演武に先立って師弟共に官位を奏請し、且つ師弟で官位の序列を調整した様にも見受けられる。輝季は父晴季の位階が正五位下であったこと⁽³³⁾から家例に準拠した奏請となるが、前述の様に信綱と輝季の同時の奏請は意図的であろう。木下聡氏は、仮に信綱の従五位下叙位は四位叙位の為の形式的叙位であり、四位叙位以前は実質的に無位であった可能性を指摘している。⁽³⁴⁾そう仮定すると尚更、親王御前へ参上し且つ御前演武を行う前に、「武蔵守」を称する師範・信綱を従四位下に、門弟・千秋刑部少輔輝季を従五位上とする為、信綱と輝季は越階をしてまで信綱の四位叙位を希望したと考えることも可能であろう。但し史料を明示できない以上、あくまで仮説の一つとして提示するに止まる。

千秋輝季の協力

この御前演武が行われるまでの過程は不明である。言継は比叡山六月会勅使参向に同道したことにより、応胤親王御所に参じて御前演武を見物し、これを『言継卿記』に記録したのであるが、言継は当初「云老足云不具、又雑色無之間」⁽³⁵⁾を理由に同道自体に消極的であったことを考えると、御前演武は言継の仲介ではなさそうである。『言継卿記』永祿八年（一五六五）二月二十四日条には「梨門へ参、同具御一覽御望之間召寄了、久我、萬松院、持明院以下皆々見物也、其外中山、滋野井、持明院、柳原弁、千秋左近、波多野彦五郎、四条、雲松軒以下被参御酒了」⁽³⁶⁾とあり、親王の招待者には、山科言継達公家衆のほか千秋左近将監輝季・伊勢雲松軒達武家衆も連なり、酒宴が開かれている。すると元亀元年（一五七〇）に、應胤親王の御前で演武を行った千秋輝季は、演武に先立つ永祿八年（一五六五）の時点で既に、應胤親王と面識があったのであり、その様な輝季の存在は演武の開催について多少なりの影響を与えていたものと思料される。信綱の四位叙位・親王御前演武という信綱にとって重要な事柄に対する門弟・千秋輝季の関与が改めて注目される。すると信綱の位階奏請・御前演武は千秋輝季という一人物が共に関与する一連の出来事と見ることができよう。

四、上泉信綱奉公衆説の再検討

魚住孝至氏は信綱の四位叙位につき、「従四位下」は織田信長と同じ高位なので、天覧によるとは考えにくい。むしろ軍配を伝授して義昭の「奉公衆」になったからではないか。「奉公衆なら「従四位下」の叙位も理解できる。」と従四位下叙位の根拠として義昭への臣従（奉公衆）を挙げ「義昭が信長の留守の間に將軍直屬の軍隊である奉公衆を

強化するために信綱を迎えることはあり得る」と推測し、傍証として「十月に「奉公衆」が先日帰陣したと信綱が話したのも、自らが奉公衆であったから」と推測する。³⁷⁾しかし拙稿において通常の奉公衆の四位叙位は一般的ではなく、奉公衆に関する情報通信は、信綱が千秋輝季ほか奉公衆に人脈を通じていたからと推測した。信綱が奉公衆であったか否かについては、信綱の身分に関わる基礎的な事項となるので改めて検討したい。

そこで魚住氏が、信綱が奉公衆であったとする根拠史料【31】を見ると「大胡武蔵守来談、奉公衆先日宇治出陣、昨日帰陣云々、敵三牧之城取之云々、今朝又奉公衆、尾張衆、木下藤吉郎山城へ出陣云々」とあるが、信綱は「今朝」奉公衆が出陣しているにも関わらず自身は言継邸へ「来談」しているのであり、「先日」の奉公衆の宇治出陣・帰陣も信綱自身の行動と見るより、寧ろ客観的に「奉公衆」の動向を語っている様に見受けられる。

他には信綱の軍役負担ほか奉公とそれに対する幕府よりの所領・得分の給付に関する史料も管見においては見当たらないこと、『言継卿記』には「小林民部少輔入道」^{奉公衆}「橋本伊賀守」³⁸⁾という様に人物の所屬を付記する例が散見されるが、信綱に「奉公衆」と付記された例が見当たらないこと、史料【37】には、信綱が大和国から上洛したとあるが、奉公衆としての勤務は信綱の兵法師範としての活動を拘束する可能性があること、結城氏への紹介状【43】には、信綱の將軍以下への軍配伝授を記しながら、將軍直臣という信綱の身分に関わるはずの「奉公衆」に関する記述がないこと等から、將軍家への兵法指南を名譽とし兵法師範として幕府の影響下にありながらも、信綱は「奉公衆」の様な幕府直臣として登用された様ではなさそうである。

信綱は永祿八年（一五六五）卯月（四月）の柳生新左衛門尉宛印可状に「上方数百人治弟子」³⁹⁾と記している様に、既に足利義輝在世時から京畿に数百人の弟子がいたと称しているから、広く「上方」一帯に門弟を指導する兵法師範が、認められて將軍家にも兵法指南を行ったと見るべきであろう。

五、上泉信綱の人脈と交流

信綱の人脈の広がり

『言継卿記』における信綱と公家衆・武家衆との交流の史料は『前橋市史』の抄録により知られる。信綱と言継の交流については既に魚住氏による纏まった考察があるが、言継以外の人的交流についての纏まった考察はほとんど無い。また近年では人脈に注目した研究もある⁽⁴¹⁾ので、史料集に依拠して信綱の人脈について考察を行いたい。

上泉信綱は兵法師範であるので、柳生・宝蔵院【1・2】や前述の様に上方の弟子数百人という多くの門弟達への兵法指南における人脈の広がり第一に挙げられよう。また公家衆との交流の中で、信綱は四辻公遠・五辻之仲に「調子占」を【24】、山科言継・言経父子に「軍敗取向総捲」を相伝し【14・15】、清原国賢には「兵法各位真砂無刀」を伝授しているが【41】、上泉信綱は平野社預一件において耆婆国任の紹介で山科言継を頼ったのであり【5・7等】、言継は信綱に兵法師事の為に接近したのではなく、交流を深める中で兵法相伝に至ったと思われる。

次に兵法演武に注目する。大館輝光の記録とも言われる「永禄十一年日記」の史料【4】は、「上泉伊勢守信綱を富小路左兵衛権佐種直⁽⁴³⁾を通じて左少弁烏丸光宣⁽⁴⁴⁾の所へ招聘した所、今日信綱が来訪して夕飯を共にした。信綱は打太刀の者を同伴して来訪した。やがて聖護院より蹴鞠会に招待されたが、参上の旨を使者に返答し、信綱帰宅後に聖護院へ向かった」と解釈できる。信綱は演武相手である「うち太刀の者」（打太刀の者）を同伴している。演武の記載は無いものの、信綱が演武ができる状態で訪問していることが重要で、機会を得れば演武を通じて流派の周知に努めたことが推測される。信綱の演武は従来、史料【25・27】のみが知られていたが、史料【4】からも、機を得るごとに信綱の演武は度々あったと類推される。また招聘に即応せず日をおいて参会した信綱に対し、輝光や公家達は共食し

て歓待し信綱帰宅後に聖護院の蹴鞠に参上したという応対ぶりに、烏丸・富小路・大館の信綱への尊重が窺える。

以上の様に、当初から兵法習得を目的として信綱に入門した者、交流の中で兵法伝授に至った者、演武見学目的の者など、兵法をめぐっても様々な形で信綱の人脈が広がっていったことが理解できる。

また上泉信綱と山科言継の出会い、平野社務問題を巡って平野長松丸と信綱が、耆婆国任を通じて言継に助力を求めたことが契機で【5】～【7】、国任の仲介による。依頼を受けた言継は信綱達を同道して吉田兼右を頼った為、信綱は兼右との面識を得たのであり【7】、この様に特定の事案を通じて人脈が広がる例もある。

さて、記録類には談話【11・12・17・19・21】～【23・29】～【31・33】猿楽見物【26】・紙漉見物【38・39】や将棋・双六【14】といった種々の交流が知られ、談話や遊興を通じて親交が深まる一方で、共通の知人を介して人脈が広がることが想像できる。山科言継邸を社交の場として、信綱は中御門宣教【7・14・20】五辻為仲【7】五辻之仲【24】、持明院【21・26】白川【21】四辻公遠【24】、中院通勝【26】、左兵衛督【26】、薄【26】等公家衆、足利義輝・義昭に歴任した布施弥太郎【28】伊勢氏一族と推測される伊勢雲松軒【14・21】～【23・26】等武家衆、他に義昭の奉行衆で医者の耆婆国任【7・8】、河内源五郎【29】、渡辺弥七郎【23】、仏師兵部【20】との交流が知られる。

先行研究は専ら『言継卿記』に依拠した為に、言継を交えた信綱の人的交流が知られるのみであったが、「永禄十一年日記」や「国賢卿記」の記録により、言継が介在しない信綱と公家・武家衆の交流が明らかに。前述の様に「永禄十一年日記」では烏丸光宣、富小路種直、大館輝光との交流が、「国賢卿記」には記主の清原国賢ほか、竹内季治入道真滴（真滴）【38・39】や三淵弥四郎秋豪（三弥）【38】、本郷下総守（本下）【39】との交流が知られ、公家・武家と親交を重ねた信綱の姿が看取される。様々な形で形成された人脈を基盤に信綱の兵法指南が行われたと推測することができる。

清原国賢との交流

公家の清原国賢の日記「国賢卿記」には、従来注目されてこなかった国賢と信綱・鈴木兵庫助の交流記録があるので次に述べておく。元龜二年七月八日、清原国賢は上泉信綱を連れて竹内入道真滴、次に幕臣・三淵秋豪を訪ねた後、信綱とその門人鈴木を同道して河原で紙漉見物をしている【38】。翌日、鈴木兵庫助が真滴邸で紙漉きを行うことになり、信綱は国賢を招待している【39】。更に翌日、信綱同道のもと鈴木兵庫助が国賢に紙漉技術を教え、国賢は鈴木に礼品を贈っている【40】。七月十八日には鈴木は清原邸で杉原紙を漉いている【42】。兵庫助の紙漉技術が紙漉見物を契機として習得したものが、それ以前から習得していたものかは不明ながら、信綱・輝季と共に演武を行った鈴木【27】は信綱高弟であろうから、紙漉技術は諸国の門弟への印可状・目録・書簡などに紙を必要としたであろう信綱一門に無関係な技術とは言い難く、一門の運営との関連性も推測されよう。七月十一日には、信綱と兵庫助が国賢に「兵法格位真砂無刀」⁵²を伝授しており、国賢は兵法を信綱に師事していたことが判明する。

布施弥太郎・伊勢雲松軒

次に武家である布施弥太郎・伊勢雲松軒について見ておこう。布施弥太郎は永祿九年（二五六六）三月に義昭の居所近江国矢島から上洛して後は在京し、義昭・義栄に中立的な立場もしくは「義昭陣営を消極的に支持する立場」⁵³の人物として知られ、前述の様に足利義輝・義昭の奉行人と推定される。伊勢雲松軒は実名・系譜共未詳、「言継卿記」に永祿元年以来度々言継との交流が記載され在京が確認できるが、義栄・義昭両陣営に属した形跡がなく、出家者として政治に関与しなかった人物と推測されている⁵⁴。詳細は不明ながら雲松軒は政所執事伊勢氏一族と考えられる。橋本政宣氏は頻繁に行われた雲松軒と言継との囲碁に注目し、言継は対局中に雲松軒から様々な情報を得たものと推測

しているが、信綱も同様と推測され、伊勢・布施という累代幕臣の一族からは幕府や諸大名以下武家衆に関する情報や武家故実等の知識を得ていた可能性は指摘できよう。

耆婆国任

耆婆国任（国東、本稿では国任で統一）は平野社務問題で平野長松丸とその「叔母舅」である信綱に協力して信綱を言継に紹介した人物である【5～8】。信綱にとつては結果的に言継との親交を取持った意味でも重要な人物と言えるが、その人物像については不詳である。木下昌規氏は永禄政変後における幕臣の動向に関する研究において、耆婆国任は足利義栄に出仕しつつも足利義昭にも通じ、義昭上洛後も幕府に出仕するも、殺人を犯して出奔したことを明らかにしている。⁽⁵⁶⁾ 本稿では言継との交流を中心に国任について更に考察を深めたい。

国任と言継の交流は『言継卿記』永禄三年（一五六〇）三月二日条に「今日此方に和歌会月次始了、人数予、葉室、頭弁、内蔵頭、中御門、飛鳥井少将、薄、耆婆宮内大輔国東、（略）」、また別の日には「耆婆宮内大輔國任執筆」⁽⁵⁸⁾とある様に度々言継の月次和歌会に参加したり将棋・双六等⁽⁶⁰⁾に興ずるなど言継との交流を重ねている。国任は「永禄十一年日記」の記主大館輝光との交流も頻繁で、同記録で国任との交流が確認できる者は、畠山安枕斎⁽⁶²⁾、石谷兵部少輔⁽⁶³⁾であり、特に安枕斎は「義維以来の近臣第一」と言われる足利義維・義栄の側近であり、石谷光政は大館輝光と共に義栄の使者を任されているから、光政も義栄に従属していた。前述の様に大館輝光（「永禄十一年日記」の筆者）と上泉信綱は面識があることも、輝光を信綱・国任の共通の人脈として注目しておく必要があるであろう。⁽⁶⁵⁾

「永禄六年諸役人附」の足利義昭の「奉行衆」の項に「耆婆宮内大輔國任。^(後号)坂田⁽⁶⁶⁾」とあり、この歴名の後半部分は永禄十年（一五六七）二月～永禄十一年五月の越前在国中で將軍未任官時における足利義昭の近臣歴名と指摘されている

るから、この時点で義昭からは奉行人として把握されていたことになる。国任を義栄・義昭に両属者・中立者と見るべきか、或いは内通者（間者）と見るべきかは結論が出ない。⁽⁸⁸⁾ 義昭期奉行人奉書に署名した奉行人を検討した川元奈々氏によると、国任の奉書発給例は見つかっていない様だが、木下昌規氏の指摘どおり義昭上洛後も在京していることから、義昭に仕えたかその影響下にあったと言えよう。しかし国任は永禄十二年（二五六九）五月一日夜に私宅において座頭を殺害して翌日に逐電する。⁽⁷⁰⁾ 三日には国任の父母・龍天院覚弁夫婦が捕縛され、言継の赦免運動も空しく「重罪之間難被免」として同年閏五月三日に覚弁は成敗された。⁽⁷¹⁾

その後の国任の動向は不明ながら、「家伝心牛脉治秘決」⁽⁷²⁾ 奥書に「耆婆宮内大輔施葉大醫正五位下閏任（花押）
皆元龜三^壬申曆貳月十五^辛未日孟旦」とあり、「閏任」は名字・官途から国任に比定され、元龜三年（一五七二）時点で「耆婆」を称したことが確認される。⁽⁷³⁾ この「家伝心牛脉治秘決」は「右之一冊は当家累代之相伝。脉治診議之為口決。最此道之重寶也」と記される様に脈拍の診療に関する医書であり、⁽⁷⁴⁾ 耆婆国任は家伝の医術を相伝していたのである。そこで「耆婆」の名字に留意すると、「耆婆（ぎは）」とは古代インドの名医で父を殺した阿闍世王を仏に帰依させた人物であり、⁽⁷⁵⁾ また「耆婆」はサンスクリット語・ジーヴァカの写音であり、名医ジーヴァカの医療行為は各種漢訳経典に詳しいというから、⁽⁷⁶⁾ 施葉大醫を称し家伝の医術を一書に著した国任の「耆婆」はこの名医・耆婆との関連性を指摘できる。医家としての耆婆家の成立年代は不詳ながら、少なくとも国任自身は官途・著作から医者に推定されよう。⁽⁷⁸⁾

前述の様に国任は公家衆・武家衆に人脈を通じており、言継との交流も永禄三年（一五六〇）には遡るので、この交流の延長線上に国任による信綱の言継への紹介があったと考えられる。また信綱が交流を通じて国任から医術について知見を得ていた可能性を指摘できる。

山科言継との交流と調薬術の伝授

前述の様に上泉信綱は多くの人々と交流を重ねており、その人脈の中での信綱の兵法伝授は明らかであるが【14・24・41】、信綱が言継・言経父子に教授する【14】一方で、信綱は言継に再度「愛洲薬」の調薬方法について尋ねている【36】。そこで信綱が公家衆との交流で習得した技術の例として「愛洲薬」調薬につき考えてみたい。⁽⁷⁹⁾

史料【36】に「大胡武蔵守来、愛洲薬方去年遣之、火事焼之間又所望之由申之間書遣了、同薬一包遣之」とある様に、元龜二年（一五七二）三月九日に信綱が言継を訪問し、信綱が火災によつて愛洲薬調製方法の記載物を焼失した為に、再度調製方法を言継に伺い、言継が再度調製方法を「書遣わす」と共に薬を一包贈つたものである。信綱は去年に言継から調薬方法を伝授されていたという。

服部敏良氏によると本格的に医術に研鑽を積んだ言継は、年齢・性別・身分を問わず広範囲に診療を行い、調整薬剤の薬品は百四十種を超えたという。服部氏が纏めた言継の調薬の内、調薬回数が多い順に四種類を挙げると「香薷散」（使用回数二二〇回、胃腸病・霍乱・脚気・腹痛に効能）「人參丁香散」（二七九回、胃腸病・腹痛・瘧病・虫気に効能、養生薬）「愛洲薬」（一三〇回、火傷・打撲・内出血・婦人病に効能）「調中散」（一〇九回、胃腸薬）となり、例えば胃腸病に効果のある薬は「調中散」「人參丁香散」「香薷散」と複数あるが、火傷・打撲・内出血に対して言継は専ら「愛洲薬」を調薬していたことがわかる。

火災に遭つた信綱は愛洲薬の処方のみ再度伝授を願っているが、愛洲薬の処方記録のみ罹災したのではなく、元々愛洲薬の処方術しか習得していなかったものと推測される。火災時に偶々愛洲薬の書付のみ焼失したと考えるのも不自然で、元々信綱は外傷・骨折等に効能がある愛洲薬の調薬方法を数ある薬の中から選出して習得したと考えてよからう。言継は「去年」（元龜元年）信綱に薬方を伝授したと述べており【36】、それなりに交流が深まった頃に教授が

行われたものと考ええる。この様に信綱は言継への兵法伝授の一方で調葉の知識・技術を習得していたのである。

言継は調葉方法を「去年」（元亀元年・一五七〇）に伝授したというが、元亀元年における信綱の言継訪問の記録には、信綱から言継への「軍敗」伝授、言継の「調子占」書写は記録されるが、言継の調葉術伝授は記録がない。『言継卿記』元亀元年（永祿十三年）の記録は纏まった月日の欠落は見られない上、史料【13〜33】の内、信綱が言継へ「来談」したという記録に注目すると、信綱の来談時に言継が調葉方法を信綱に教えたものの特に記録をしなかった、二回目の伝授については罹災により再度調葉方法を乞うという特殊な事情の為に記録されたと考えられる。よって記録に残らずとも信綱が談話等の交流を通じて他者から諸々の知識・技術の習得し、また影響を受けていたと推測することは許されよう。信綱にとつて京都は新陰流兵法指南の場であると同時に、社交の場であり学びの場であったと言うことができよう。

信綱への影響

「信綱の思想を著している」⁸¹と注目される新陰流の目録「影目録」には梵・漢・和三国の兵法の濫觴が記され「倭に於いては、伊弉諾尊・伊弉冊尊より今日に至るまで一日もこれ無かるべからず」と二神を日本の兵法の祖とし、インドでは文殊菩薩、漢では黄帝を兵法の祖として論じる様に、三国の神話・歴史、神道・仏教・儒教（道教）に関連しており、魚住氏は「これまでの流祖は、鞍馬の天狗に教えられたとか、（略）鹿嶋神宮に千日参籠して開眼したなどの神話があったが、そうした神話化はせず、中世以来の剣術諸流派の歴史を見事にまとめている」と信綱の兵法史に関する高い見識を指摘する。また「一刀両断」「活人剣」「殺人刀」等の名前は禅の『碧巖録』に由来し「上泉は武将の出で、教養人であり、禅語も使った堂々たる漢文体の目録を残した。（略）実践的な剣術ではなく、剣を道とし

て位置づけようとしたと思われる。上泉は將軍から『天下第一』の称号を得たが、まさに天下の剣たる自覚を深めて、実践剣術を超えるものとして、新陰流という新たな剣の道を創始したのである」と纏めている。⁽⁸²⁾

「影目録」は永禄九年（一五六六）に著されており、信綱の在京中の記録が残る永禄十二年以前に既に、信綱は前述の様な思想・知識を有していたことが知られる。すると例えば、日本の兵法の起源を日本神話に求める信綱であれば、神道家・吉田兼右をはじめ清原氏など古典に通じる公家衆との会話の中で神話・神道ほか様々な古典について会話が及んだ可能性はある。

拙稿で明らかにした様に吉田兼右・清原国賢、そして信綱の門人・千秋輝季は親戚関係にあり、三氏は平野卜部氏を介して信綱と遠戚関係にもあった。⁽⁸³⁾ 吉田家は京都吉田社預であり神祇官僚家であると共に神祇管領頂上を称して吉田神道と称される神道論を展開し、近世に至って吉田家は神職の本所となっている。千秋輝季は平野社務兼永の孫にあたるが、その父・千秋晴季は平野兼永が書写した「古事記」「日本書紀」などの神道に関連する典籍を所有しており、⁽⁸⁴⁾ また信綱が「兵法格位無刀真砂」を伝授した清原国賢の清原家は主に儒学を家学としており、その他の公家衆の文化的教養にも影響を受けた可能性がある。また伊勢・布施等元幕府衆からは武家故実等について聞いていた可能性があり、仏師兵部との交流や紙漉見物など京都の諸職人からも技術・文化を学んでいた可能性を指摘することはできよう。前述の様に信綱が多くの人々との交流を通じて知識・見識・技術等を向上させたことは、言継の信綱への調薬術伝授から類推され得ることと考えるが、史料上明確でない為、あくまで可能性を指摘するに止まる。しかし、信綱が師範として多くの人々に兵法を教授する一方で、自身も在京中の交流を通じて、自身の向上に努めていたという視座を持つことは必要であろう。

おわりに

では最後に本稿の総括を行いたい。先ず『言継卿記』以外の新史料を追加した編年史料集から、信綱の名字・諱・官途などを再検討し、特に官途については任官・自称を問わず、当時の官途の格付けから伊勢守から武蔵守への変遷は、昇進の意味を見出せることを指摘し、特に伊勢守を改めた背景には、伊勢守が政所執事伊勢宗家の世襲官職であったことの影響を推測した。次に信綱の人的交流に注目し、交流相手の耆婆国任等の一部の人物像をより詳しく明らかにした。また山科言継から言継への調葉術伝授に注目することで、信綱が公家・武家・職人ほか様々な人々から学習し或いは影響を受けた可能性があることを指摘した。人的交流と兵法指南が相乗効果を奏しながら、信綱の地位・名声・能力を高めていたものと考える。本稿では管見において出来得る限り史料を網羅した史料集を作成し、それを基に信綱の動向を明確にする為の論述と、史料集に立脚しつつも、あくまで推測の幅を広げる為の論述を行ったが、この両部分の峻別には改めて注意が必要と考えている。

信綱は「新陰流とたて兵法修行を仕り度候」「奉公にてはなく、修行者に罷成候」と言つて武田信玄に暇乞いをし上洛したというが、上洛した信綱は多くの門人と人脈に恵まれ知識と技術、そして「比類無き高名」という名声を得て、更に当時の兵法者としては最高位と思われる従四位下という高位を授かったと考えると、信綱の上洛は兵法師範としても、また一修行者としても成功したと言えるであろう。

本国下向を称して京を去った後の【43】信綱の動向は殆ど知られていないが、史料【44】によると、元龜三年に「不慮ニ参」じた信綱に千野昌房が「色々御馳走」をして兵法を学んだのであり、⁽⁸⁶⁾本国下向後の信綱が広く東国で新陰流

兵法を広めていたこと、そして信綱が東国の武士にも兵法師範として尊重されていることが理解できる。これもまた京畿での兵法師範としての成功の結果と見て良からう。

註

- (1) 魚住孝至「上泉武蔵守信綱研究覚書」『武道・スポーツ科学研究所年報・第17号』（平成二十三年度）
- (2) 中世古祥道「上泉武蔵守信綱傳私考」（南勢町教育委員会 平成十年）
- (3) 前橋市史編さん委員会編『前橋市史 第一卷』（昭和四十六年）
- (4) 『言継卿記』における信綱と言継の交流の概説は前掲註（1）魚住氏論文参照。
- (5) 拙稿「上泉信綱と千秋輝季の関係について（上）」（『皇學館論叢』四七卷一号 平成二十六年）「上泉信綱と千秋輝季の関係について（下）」（『皇學館論叢』四七卷二号 平成二十六年）
- (6) 尚、前掲註（1）魚住氏論文においても諸史料における信綱の詳細な人物比定がなされている。その後註（5）拙稿で『お湯殿の上の日記』の「かめいつみ」が上泉信綱であることを明らかにし、更に本稿では「永禄十一年日記」「国賢卿記」等の新史料を追加して新たに人物比定を再考する。
- (7) 前掲註（5）拙稿。
- (8) 前掲註（1）魚住氏論文、前掲註（2）中世古氏著書
- (9) 前掲註（1）魚住氏論文「言継卿記」が「大胡武蔵守」とするのは、名門・大胡の一族であり、信綱自身がそう名乗ったからであろう」とある。
- (10) 前掲註（2）中世古氏著書。

- (11) 位階奏請を信綱と合同で行った千秋輝季は刑部少輔任官と従五位上叙位を同時に奏請して勅許を得ている〔16〕、前掲註〔5〕拙稿。
- (12) 木下聡「室町幕府の官途秩序」『中世武家官位の研究』（吉川弘文館 平成二十三年）所収。
- (13) 二木謙一「室町幕府の官途・受領推挙」『中世武家儀礼の研究』、吉川弘文館、昭和六十年、所収、初出、昭和五十六年。
- (14) 前掲註〔12〕 木下氏論文。
- (15) 高梨真行「永祿政変後の室町幕府政所と摂津晴門・伊勢貞興の動向―東京国立博物館所蔵『古文書』所収三淵藤英書状を題材にして―」〔MUSEUM 東京国立博物館研究誌 第五九二号〕平成十六年
- (16) 斎藤薫「足利義栄の將軍宣下をめぐって」〔『国史学』一〇四号 昭和五十三年〕によると、伊勢虎福丸（貞為）の祖父・父の伊勢貞孝・貞良父子が永祿五年九月に三好長慶によって殺害されると、虎福丸はやがて若狭への退去を余儀なくされたという。
- (17) 前掲註〔15〕 高梨氏論文。
- (18) 前掲註〔15〕 高梨氏論文には「元龜三年七月四日 伊勢三郎貞興花押」の奥書を持つ「伊勢貞興返答書」が紹介されている。よって元龜三年七月四日以前に伊勢貞興が伊勢守を称したとは考えにくい。
- (19) 「細川系図」（塙保己一編・太田藤四郎補編『統群書類従・第五輯上』統群書類従完成会 昭和五十七年）。
- (20) 湯川敏治編『歴史土代』（統群書類従完成会 平成八年）
- (21) 森田恭二『戦国期歴代細川氏の研究』（和泉書院 平成六年）第一章第五節参照。
- (22) 前掲註〔21〕 森田氏著書第一章第七節参照。
- (23) 前掲註〔13〕 二木氏論文。また前掲註〔12〕 木下氏著書（「位階」の項）によると、奉公衆は実際には五位か無位かであり、無位が六位の扱いを受けたのではないかと推測され、更に奉公衆における五位の割合は不明という。

- (24) 前掲註(12) 木下氏著書第一節第五章参照。
- (25) 前掲註(20) 『歴名土代』。公家とも言える北畠・姉小路の一族、大澤氏等公家の家来は除外している。
- (26) 『新陰流兵法心持』今村嘉雄氏編『改訂史料柳生新陰流(上)』(新人物往来社 平成七年) 所収。
- (27) 前掲註(5) 拙稿。
- (28) 「諸門跡譜」(塙保己一編『群書類従 第五輯』群書類従完成会 昭和五十七年 所収) には、「梶井殿」に「又号梨本門跡」とある。
- (29) 塙保己一編・太田藤四郎補編『続群書類従 四輯下』(続群書類従完成会 昭和五十八年) 所収。
- (30) 日本仏教人名辞典編纂委員会編『日本仏教人名辞典』(法蔵館 平成四年)
- (31) 水谷教章『三千院談義集』(三千院門跡出版部 昭和四十五年)
- (32) 天覧演武は史料上確認できないが、応胤親王御前演武は皇族御前での演武として注目できる。
- (33) 拙稿「室町幕府奉公衆・熱田大宮司一族、千秋晴季(月齋)について―千秋氏と平野・吉田両卜部氏との関係について―」(『神道史研究』五十八巻二号 平成二十二年)
- (34) 前掲註(12) 木下氏著書の「武家官位の個別的展開」の第五章参照。
- (35) 国書刊行会編『言継卿記 第四』(続群書類従完成会 平成十年) 永禄十三(元亀元)年八月五日条。他六〇十日条参照。
- (36) 国書刊行会編『言継卿記 第三』(続群書類従完成会 平成十年)
- (37) 前掲註(1) 魚住氏論文。
- (38) 前掲註(35) 『言継卿記』永禄十年一月七・八日条。
- (39) 柳生厳長『正傳新陰流』(鳥津書房 平成四年) 所収「印可状」。
- (40) 前掲註(1) 魚住氏論文。

- (41) 村井章介編『人のつながり』の中世（山川出版社 平成二十年）
- (42) 木下昌規「永祿の政変以降における足利義栄と将軍直臣団」（天野忠幸・片山正彦・古野貢・渡邊大門編『戦国・織豊期の西国社会』日本史料研究会 平成二十四年、一一八頁）
- (43) 前掲註(20)『歴名土代』には、富小路種直が永祿八年十二月三十日に従五位上・左兵衛権佐に叙任したことが記録され、以後は昇叙の記録があり官職の異動・昇任の記録はない。
- (44) 前掲註(20)『歴名土代』によると、烏丸光宣は永祿六年六月に左少弁、永祿十一年十二月に藏人に補任されている。
- (45) この中御門氏が宣教に比定されることは、前掲註(5) 拙稿参照。
- (46) この五辻は後述の註(47)の五辻之仲と考えられなくてもないが、永祿十二年八月「逆退為源之仲、六位藏人」の期日が正確であると考えると、この五辻は之仲の父・為仲と考えられる。
- (47) 黒板勝美・国史大系編修会編『公卿補任』（吉川弘文館 昭和四十年）慶長十四年「五辻源之仲」に「永祿八十廿二叙爵（于時實藤。故公古卿為子）。」同十二八廿逆退。為源元仲。同日六位藏人禁色左近将監昇殿。天正五正五兼左馬助」とあり、『歴名土代』の従五位下の滋野井實藤（藤實藤）の永祿八年の従五位下叙位の注記に「滋野井中納言公古卿為子 實源（孫イ）為仲朝臣息」同十二・八・廿、逆退為源之仲、六位藏人」とあるから、従五位下であった滋野井實藤が永祿十二年八月二十日に復姓して位階を五位から六位に下げて藏人に任官したことが理解できる。よって「五辻新藏人」は五辻之仲に比定できる。
- (48) 前掲註(47)『公卿補任』永祿十三年「四辻藤公遠」の項によると公遠は永祿十三年六月二日に権中納言に補任されているから、『言継卿記』の「四辻黄門」は公遠に比定される。
- (49) 前掲註(47)『公卿補任』永祿八年の条によると、中院通為が九月三日に加賀において薨去したことがわかる。同書の天正四年条に至り左中将中院通勝が記録される。
- (50) 「永祿六年諸役人附」（塙保己一編『群書類従』第二十九輯、続群書類従完成会、昭和五十七年）足利義輝の奉行衆に「布施

弥太郎」が、義昭の近臣歴名には「諸大名御相伴衆以下」に、奉行人の系譜をひく諏訪・飯尾・松田各氏と共に「布施弥太郎」が記されるから、義昭にも奉行人として仕えたことが判る。尚、「永祿六年諸役人附」が義輝・義昭の二種の歴名で構成されていることは、長節子「所謂『永祿六年諸役人附』について」(『史学文学』第四卷一号、昭和三八年)、黒嶋敏「『光源院殿御代当参衆并足輕以下衆覚』を読む―足利義昭の政権構想―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』十四、平成十六年)を参照のこと。尚、拙稿「室町幕府奉公衆・熱田大宮司一族、千秋輝季について」(『皇學館論叢』四六卷一号、平成二十五年)でも義輝近臣歴名について言及した。

(51) 前掲註(47)『公卿補任』永祿十年正三位の「竹内源季治」の項に「五月十九日出家」「法名真滴元龜二年九月十八日於近江国横死」とあり、公家社会の交流を鑑みて「国賢卿記」の「真滴」は竹内三位入道真滴に比定する。

(52) 前掲註(2)中世古氏著書では「無刀とりの話」を立項し、諸史料を精査した上で「信綱の「無刀とり」のことには賛同しかねる」と述べる。新たに「兵法格位真砂無刀」に注目できるが、「無刀とり」との関連は不明である。

(53) 前掲註(42)木下昌規氏論文。

(54) 前掲註(42)木下昌規氏論文。

(55) 橋本政宣『近世公家社会の研究』(吉川弘文館 平成十四年)。

(56) 前掲註(42)木下昌規氏論文。

(57) 前掲註(36)『言継卿記』

(58) 前掲註(36)『言継卿記』永祿七年三月十一日条に国任とあり、国東から国任への改名が判る。

(59) 前掲註(36)『言継卿記』永祿六年正月二十七日条、永祿六年五月十七日条にも国任参加の言継卿和歌会の記録がある。

(60) 前掲註(35)『言継卿記』永祿十年十二月二日条、永祿十一年六月三日・八日条、永祿十二年正月二十六日条。

(61) 大内田貞郎・山根陸宏氏翻刻「永祿十一年日記」(『ビブリア』七十五号、昭和五十五年)には耆婆宮内大輔国任の略号であ

上泉信綱小考(伊藤)

る「耆宮」・「宮」と記主大館輝光との頻繁な交流が窺える（永禄十一年一月十五日条、十六日条、二十日条、二十一日条、二十二日条、二十三日条、二月九日条）。

(62) 前掲註(61)「永禄十一年日記」永禄十一年一月八日条

(63) 前掲註(61)「永禄十一年日記」永禄十一年一月十五日条

(64) 前掲註(42) 木下昌規氏論文。

(65) 前掲註(42) 木下昌規氏論文。

(66) 前掲註(50)「永禄六年諸役人附」

(67) 前掲註(50) 黒嶋敏氏論文。

(68) 川元奈々「將軍足利義昭期における幕府構造の研究―奉公衆を中心として―」（『織豊期研究』十二号、平成二十二年）には、義輝奉行人の一部は義輝弑逆後に義栄に仕えた後、上洛後の義昭に仕えて奉行人奉書に署名したと想定され、義昭との強い絆をもつ御供衆・御部屋衆に比して「法曹官僚としての側面を持つ奉行人は將軍と一定の距離を有している」との指摘があり、国任の義栄・義昭への両属・中立性を考える上で参考となろう。

(69) 前掲註(68) 川元氏論文。

(70) 前掲註(35)『言継卿記』永禄十二年五月二日条「耆婆宮内大輔去夜於私宅、座頭千代一令殺害、今日逐電云々、不可説々々々」。

(71) 前掲註(35)『言継卿記』永禄十二年五月三日条、同月七日・二十日・二十五日・二十八日条、閏五月三日条。覚弁の親類に頼られた言継は、先ず禁裏より勅免を賜った後、大藏卿局を通じて義昭に赦免を願ったが、義昭は他者の意見を聞いて判断すると返答を保留。その後言継は度々赦免を要請するが、覚弁は成敗された。

(72) 塙保己一・太田藤四郎（補）編『続群書類従 第三十一輯上 雑部』（続群書類従完成会 昭和三十三年）所収。

(73) 逐電した国任が元亀三年の時点で「耆婆」を称していることが確認できる。本文で述べた様に「永禄六年諸役人附」の足利

義昭の「奉行衆」の項に「耆婆宮内大輔國任。坂田」とあり、国任が何時ごろからか不明ながら後に坂田氏を称したことが知られる。国任が耆婆と坂田氏を併称した可能性も捨てきれないが、逐電後にも関わらず著書で「耆婆宮内大輔施薬大醫正五位下」と記したことは、やはり元龜三年二月十五日時点で耆婆氏を称した可能性が高い。前掲註(50)黒嶋氏論文によると「永祿六年諸役人附」〔光源院殿御代当参衆并足輕以下衆覚〕の内、外様衆を除いた部分は「本史料の成立時期は、永祿十年二月～十一年五月の、一年あまりの間にもとめられるのがもつとも妥当なところと思われる」という。本文で論じた様に、耆婆国任は『言継卿記』・「永祿十一年記」などで、永祿三年～永祿十二年に逐電するまで、一貫して耆婆氏として記され、元龜三年にも国任自身が耆婆氏を称しているから、坂田氏改称が永祿十二年或いは元龜三年以降と考えた場合、「永祿六年諸役人附」の「耆婆宮内大輔國任。坂田」の少なくとも「後号坂田」については、永祿十二年或いは元龜三年以降の情報が反映されているものと思われ、「永祿六年諸役人附」の成立を考える上で参考となろう。

(74) 森鷗外「伊澤蘭軒」(森林太郎著『鷗外全集 著作篇 第八卷』岩波書店 昭和二十七年、所収)は江戸時代の武士伊澤蘭軒の史伝である。文中に伊澤蘭軒の長崎紀行文が引用されており、「その三十六」によると文化三年六月六日、伊澤蘭軒が京都の銭屋総四郎邸で見学した書物の記述に「醫書一卷元龜の古鈔本にて末云『耆婆宮内大輔施薬大醫正五位上國撰』とあり。」とある。文化三年時において耆婆国任の医書の古写本の存在が知られ、「家伝心牛脉治秘決」の写本である可能性が高い。

(75) 石田瑞麿編『例文 仏教語大辞典』(小学館 平成九年)「ぎば」の項参照。

(76) 岩本裕編『日本佛教語辞典』(平凡社 昭和六十三年)。

(77) 『高倉永豊卿記』寛正三年十一月十一日条に「永熙・奈良人道來、飯以後春阿來、点心、盃酌アリ、入夜人々帰宅、耆波等アリ」とある(榎原雅治・木下聡・谷口雄太・堀川康史「『高倉永豊卿記』の翻刻と紹介」『東京大学日本史学研究室紀要』第十八号 平成二十六年)。「耆波」については谷口雄太氏のご教示による)。詳細は不明ながらこの「耆波」は耆婆一族の可能性がある。

(78) 服部敏良氏著『室町安土桃山時代医学史の研究』(吉川弘文館 昭和四十六年)の人物索引、京都府医師会医学史編纂室編『京都の医学史』(思文閣出版 昭和五十五年)の人物索引にも菅婆氏・国任の記載はない。

(79) この愛洲薬方伝授については、中世古祥道『増補愛洲移香斎久忠傳考』(南勢町教育委員会 平成二十一年)に言及がある。中世古氏は、愛洲移香斎ら修験者・山伏達は山中での修行に伴い、独自に調薬術を發展させたと考えられることから、「愛洲薬」という特殊な名前からこの薬が愛洲移香斎と関連する可能性があることを指摘した上で、「上泉信綱は、その移香斎の影流の影響をうけた関係からも、特に言継に請うてその薬方をうけていたと見られましょう」と述べる。

また中世古氏は同書において、上泉信綱が愛洲移香斎より相伝した愛洲薬処方術を山科言継に伝授し、後に改めて言継から逆に伝授されたという説について批判を展開する。詳細は同書を参照願いたい、筆者も中世古氏の意見に賛同する。

筆者が付け加えるべき論拠としては、史料【5】～【7】から見ても、言継はこの頃信綱と出会ったものと考えるが、『言継卿記』(高橋隆三他編『言継卿記 第二』続群書類従完成会 平成十年)天文十七年正月二十一日条に「愛洲之黒薬一包」同年二月十一日条「愛洲薬一包」とあり、既に言継は天文年間から愛洲薬を処方しており、信綱から言継への愛洲薬処方術伝授は考えにくい。「愛洲薬」と愛洲氏との関連は不明ながら、信綱は言継より愛洲薬調薬方法を習得したものと考える。

(80) 前掲註(78) 服部敏良氏著書、一〇四～一四頁。

(81) 前掲註(1) 魚住氏論文。

(82) 前掲註(1) 魚住氏論文。

(83) 前掲註(5) 及び註(50) 拙稿。

(84) 前掲註(33) 拙稿。

(85) 磯貝正義・服部治則校注『戦国史料叢書4 甲陽軍鑑(中)』(人物往来社 昭和四十年)、『甲陽軍鑑』によると、永禄六年、信綱は主家の籠る箕輪城落城後武田家に召されたものの、新陰流弘流の為に暇乞して上洛したという。しかし前掲註(1)

魚住氏の考証によると、同記録は年代的に誤りがあること等から、この部分の史料の信憑性は高くないと論じられる。本稿では、信綱が「仕官目的ではない兵法修行者」であったという記述に注目するものである。

(86) 信濃史料刊行会編『信濃史料 第十三卷』（信濃史料刊行会 昭和四十三年訂正版）では「上泉信綱、諏訪郡千野昌房二、武技を伝授ス」と解説され、「上泉信綱書状案」「コノ文書、ナホ研究ノ余地アリ、後考ニマツ」と注記される文書である。二元亀（元亀）三年の年号も異筆と注記されるが、信綱が元亀二年夏に京都を去って本国（上野国か）へ下向し、拠点を東国に移したことの影響と見ることもできよう。

【付記】本稿執筆に当たり、中世古祥道氏・柳生耕一氏・榑崎伸樹氏・木下聡氏・谷口雄太氏のご助言を頂いたこと、記して謝意を表します。

◎上泉信綱関連編年史料集

No.	年月日	名称	記事／史料	出典
1	永祿八年卯月吉日 <small>（一五六七）</small>	上泉伊勢守 藤原秀綱	柳生新左衛門尉宛、上泉秀綱印可状 （略）依印可之状如件 上泉伊勢守 藤原秀綱（花押） 柳生新左衛門尉殿 参 永祿八年卯月吉日	本文註（39） 『正傳新陰流』 所収文書

<p>2</p> <p>永祿八年八月吉日</p>	<p>上泉伊勢守 藤原秀綱</p>	<p>宝藏院胤栄宛、上泉秀綱印可状 (略)仍印可之状如件 永祿八年乙丑 上刃之住 上泉伊勢守 八月吉日 藤原秀綱(花押) 宝藏院様 参</p>	<p>本文註(26) 『改訂史料柳生新陰流(上)』所収文書</p>
<p>3</p> <p>永祿九年五月吉日</p>	<p>上泉伊勢守 藤原信綱</p>	<p>新影流目錄(燕飛の巻) 上州之住人 上泉伊勢守 藤原信綱(印)(花押) 永祿九丙寅五月吉日</p>	<p>本文註(39) 『正傳新陰流』所収文書</p>
<p>4</p> <p>永祿十一年二月十八日</p>	<p>上泉、伊勢守</p>	<p>大館輝光、富小路種直の仲介にて信綱を烏丸光宣居所へ呼び会食する。信綱、打太刀の者一名を同伴。輝光等、信綱去つて後に聖護院へ蹴鞠に参す。 一上泉、伊勢守を富權して烏弁へ申よふ所に、今日来、留て夕飯相伴する也、うち太刀の者一人つれて来也、一聖護院殿より御書被下、御鞆に可致参上由被仰間、御返事申上、伊勢守帰てから参</p>	<p>永祿十一年日記(本文註61)</p>
<p>5</p> <p>永祿十二年一月十五日</p>	<p>大胡武藏守</p>	<p>耆婆国任、平野長松丸申状・大胡武藏守添状を持参し、平野兼興の平野社預改易の儀の披露を依頼する。 耆婆宮内大輔来、平野社預長松丸申状持来、同大胡武藏守叔母、添状有之、父卜兼興犯氣時之儀、社頭如無之間、可有改易之由申之、予披露之事頼入之由申之、領掌了</p>	<p>言繼脚記(本文註35)</p>

<p>10 永祿十二年五月七日</p>	<p>9 永祿十二年四月二十九日</p>	<p>8 永祿十二年四月二十八日</p>	<p>7 永祿十二年二月二日</p>	<p>6 永祿十二年一月十六日</p>
<p>大胡武藏守</p>	<p>大胡武藏守</p>	<p>大胡武藏守</p>	<p>大胡武藏守</p>	<p>大胡武藏守</p>
<p>大胡武藏守来、令同道吉田へ罷向之處、自一昨日深草に逗留云云、次栗田口上乘院へ罷向庭見物、酒音曲等有之、次知恩院へ罷向、長老以下暫雜談、大胡、覚藏等同道同前、非時有之、次帰宅了</p>	<p>言繼、信綱を同道して吉田兼右を訪問するも不在。次に上乘院庭園を拜觀し、後に酒宴音曲あり。その後知恩院にて長老以下と雜談。 大胡武藏守来、令同道吉田へ罷向、紫蘇、独活、羌活等十兩宛遣之、但他行云々、大隅甚九郎に申置罷帰了</p>	<p>言繼、信綱を同道して吉田を訪問す。紫蘇等を持參するも吉田留守にて大隅甚九郎に申置いて帰る。 普婆宮内大輔来、大胡武藏守吉田へ可同道之由内々申之、大胡武藏守来、令同道吉田へ罷向之處、留守之由有之問自河原罷帰了</p>	<p>普婆国任の依頼により、山科言繼、信綱を同道して吉田家を訪問する。留守につき河原を通り帰宅す。 五辻、中御門、雲松軒被来、又平野預子長松丸、普婆宮内大輔、大胡武藏守等同道来、錫持来、酒有之、次長松、普婆、大胡等令同道、東山吉田へ罷向、同錫遣之云々、一盞有之、長松丸身上吉田を頼入之由予口入、一家頭之儀候間、聊以不可有疎意之由督脚返答、次各帰了</p>	<p>言繼、長松丸申状、大胡武藏守添状披露を大典侍殿御局へ依頼。 次大典侍殿御局へ參、平野社務之事申状、大胡武藏守状等御披露之事、頼入之由申了</p>
<p>言繼卿記</p>	<p>言繼卿記</p>	<p>言繼卿記</p>	<p>言繼卿記</p>	<p>言繼卿記</p>

17	元龜元年六月二十六日	大胡武藏守	信綱、言繼を訪ねて会談。 大胡武藏守来談了	言繼脚記
16	元龜元年六月十七日	かめいつみ	信綱、言繼を訪ねて会談。 大胡武藏守来談了	言繼脚記
15	元龜元年五月二十六日	上泉武藏守	奉公衆の千秋輝季、從五位上加級と刑部少輔任官を奏請し勅許あり。 中御門申次。上泉信綱の奏請は越階にて勅許せられず。 ほうこうのせんしゅうしゆこい上のかきうときやうふと申。ちよつき よあり。中の御かと申つき。かめいつみは申やうおつかいにて。ちよ つなし。	言繼脚記
14	元龜元年五月二十三日 <small>(一五七〇)</small>	上泉武藏守信綱	上泉信綱、言繼・言経父子に「取向」以下を相伝す。 上泉武藏守来、予、倉部等取向以下之相伝了	言繼脚記
13	永祿十三年一月五日 <small>(一五七〇)</small>	上泉武藏守	上泉信綱、言繼に「軍配取向總捲」等を相伝する。言繼、それにつき 一卷、又調子占一卷を書写する。言繼、信綱に盃を勧め、中御門・雲 松軒等相伴す。将棋・双六等にて遊ぶ。	言繼脚記
12	永祿十二年五月十五日	大胡武藏守	信綱、言繼に正月の礼を行う。 今日礼者、(中略) 上泉武藏守等云々	言繼脚記
11	永祿十二年五月十一日	大胡武藏守	信綱、言繼を訪ねて暫く雑談をする。 大胡武藏守来、暫雑談了	言繼脚記

25	24	23	22	21	20	19	18
元龜元年八月十日	元龜元年七月十九日	元龜元年七月十七日	元龜元年七月十五日	元龜元年七月八日	元龜元年七月七日	元龜元年六月二十八日	元龜元年六月二十七日
大胡武藏守	大胡武藏守	大胡武藏守	大胡武藏守	大胡武藏守	大胡武藏守	上泉武藏守	大胡武藏守藤信綱
部少輔、大胡武藏守参、へいはう被御覽了	千秋輝季と大胡武藏守、梨門に参じ兵法を披露す。 梨門へ御暇乞に参、御益被下之、御約束之小き錫杖被下之、次千秋刑	中御門、雲松軒、大胡武藏守来談了	中御門、雲松軒、大胡武藏守、渡辺弥七郎等来談了	持明院、白川、雲松軒、大胡武藏守、渡辺弥七郎等来談	中御門、大胡武藏守、仏師兵部等被来、	上泉武藏守暫来談、四品勅許忝之由申之	上野国上泉住人・大胡武藏守藤原信綱、越階（元従五下）にて従四位下に叙さる。天正元年に卒するといふ。 <small>上野国上泉住人、大胡武藏守、藤信綱、同十三・六・廿七、元従五下、元龜元年、卒、天正。</small>
言継卿記	言継卿記	言継卿記	言継卿記	言継卿記	言継卿記	言継卿記	歴名士代 （本文註20）

26	元龜元年八月十八日	大胡武藏守	山科言繼、信綱・輝季・鈴木を連れて猿楽見物をす。 次持明院、左兵衛督、中院、薄、雲松軒、千秋刑部少輔、大胡武藏守、鈴木、等来、令同道葉室へ罷向、先小漬有之、次於御靈猿楽五番有之、各々見物罷向	言繼卿記
27	元龜元年八月十九日	大胡	山科言繼等、葉室よりの帰路、真珠院に於いて酒宴有り。千秋・信綱・鈴木ら兵法を披露して言繼等見物する。 次各令同道帰京了、於路次太秦真珠院へ立寄、酒有之、千秋、大胡、鈴木等兵法有之、各見物了	言繼卿記
28	元龜元年八月二十日	大胡武藏守	言繼、雲松軒・布施弥太郎・信綱を葉室へ同道する。 雲松軒、布施弥太郎、大胡武藏守等葉室へ同道、祝着之由礼に来	言繼卿記
29	元龜元年八月二十一日	大胡武藏守	信綱・河内源五郎、言繼を訪ねる。 大胡武藏守、河内源五郎等来談	言繼卿記
30	元龜元年十月十七日	大胡武藏守	中御門宣教・雲松軒・信綱、言繼を訪ねる。 中御門、雲松軒、大胡武藏守等来談、勸一盞了	言繼卿記
31	元龜元年十月二十二日	大胡武藏守	信綱、言繼を訪ねて奉公衆等の出陣の様子を伝える。 大胡武藏守来談、奉公衆先日宇治迄出陣、昨日帰陣云々、敵三牧之城取之云々、今朝又奉公衆、尾張衆、木下藤吉郎山城へ出陣云々	言繼卿記
32	元龜元年十一月三日	大胡武藏守	信綱、言繼近所へ宿替の旨を言繼に伝う。 次大胡武藏守近所へ宿替之由申来云々	言繼卿記
33	元龜元年十一月二十四日	大胡武藏守	信綱、言繼を訪ねる。 次大胡武藏守来談了	言繼卿記
34	元龜二年一月二日 <small>(一五七)</small>	大胡武藏守	信綱、言繼へ年始の礼を申す。 今日之礼者(略)大胡武藏守	言繼卿記

41	元龜二年七月十一日	上武	上武・鈴木来 兵法格位眞砂無刀迄遣了	国賢卿記
40	元龜二年七月十日	上武	信綱・鈴木兵庫助、清原邸に來訪し、国賢に兵法格位眞砂無刀迄教授する。 上武・鈴木来、料紙漉様習之了、鈴木ニ米五斗、袴壹ツ遣了	国賢卿記
39	元龜二年七月九日	上武	信綱・鈴木兵庫助、清原邸に來訪する。国賢、料紙の紙漉方法を習い、鈴木に米五斗と袴一腰を遣わす。 於眞滴鈴木昏漉之間、來而可見物之由、從上武有使者、仍彼彼許朝食有之、本下相伴	国賢卿記
38	元龜二年七月八日	上武	信綱、清原国賢を鈴木兵庫助の紙漉の見物に誘う。信綱・国賢、会食する。 上武令同道、眞滴へ行、次三弥へ行、次上武同道ノ、川原昏漉之様見物ニ行、鈴木誘引	国賢卿記
37	元龜二年七月三日	大胡武藏守	大胡武藏守從和州昨日上洛云々、国之儀來談了 信綱、昨日より大和から上洛につき言繼を訪ねる。大和国の様子を伝える。 清原国賢、上泉信綱を同道して眞滴・三淵秋豪を訪ね、更に上泉・鈴木兵庫助を連れて河原で紙漉見物をす。	言繼卿記
36	元龜二年三月九日	大胡武藏守	大胡武藏守來、愛洲薬方去年遣之、火事焼之間又所望之由申之間書遣了、同薬一包遣之 信綱、愛洲薬調合方法書を火事で焼失につき、改めて之を望む。言繼、調合法を書き付けて薬と共に信綱へ渡す。	言繼卿記
35	元龜二年三月三日	大胡武藏守	信綱、言繼に節句の礼を行う。信綱近日在国という。 大胡武藏守礼に來、対面了、香霈散一包遣之、近日在国云々	言繼卿記

42	元龜二年七月十八日	鈴木兵庫助、清原邸にて杉原紙を漉く。 鈴木兵庫助、来而杉原漉	国賢卿記
43	元龜二年七月二十一日 大胡武藏守	信綱、本国へ下向につき言継へ暇乞をす。言継、短冊を贈る。信綱、結城氏への書状を所望につき、言継、之を認める。 大胡武藏守本国へ下向云々、暇乞に来、親王御方御筆御短冊二枚遣之、又下野国結城方へ書状所望之間調遣之、如此、 雖未申通候、幸便之間令啓候、仍上泉武藏守被上落、公方以下悉兵法軍敗被相伝、無比類発名之事情、又貴殿拙者同流一家之儀候間、無御等閑候者可満足候、尚委曲武州可有演説候也、恐々謹言 七月廿二日 言 継 裏判 結 城 殿	言継卿記
44	元龜三年八月二日 上泉武藏守信綱	信綱、兵法相伝につき千野左兵衛尉に手紙を出す。 今度不慮ニ参候処ニ、色々御馳走忝存候、仍御執心ニ候之間、馬上之太刀・屋り、諸具足留相伝申候、能々御鍛錬肝要候、為後日令一筆候、恐々謹言 八月二日 千野左兵衛尉殿 元龜三年 申 壬 上泉武藏守 信綱(花押)	本文註(85) 「信濃史料第十三卷」所収文書、尚「元龜三年 申 壬」は異筆

※「国賢卿記」山本武夫校訂『慶長日件録 第二』(統群書類従完成会 平成八年)所収。
※【42】は鈴木兵庫助の史料となるが、便宜上掲げた。

(いとう のぶよし)